

# 伊賀市上下水道部

## 2026(令和8)年度 水質検査計画



ゆめが丘浄水場

### 水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために検査項目等を定めたものです。

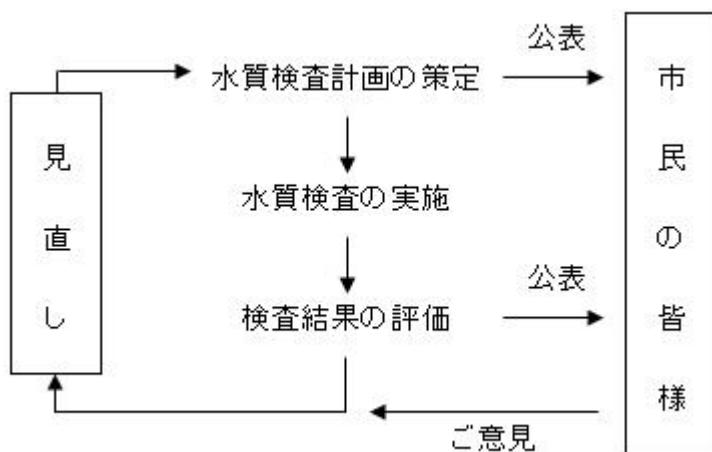
お問合せ先

伊賀市上下水道部水道施設課水質管理係  
〒518-0131 伊賀市ゆめが丘7丁目4番地の4  
TEL: 0595-24-3980  
FAX: 0595-24-0006  
E-MAIL: [suidou-shisetsu@city.iga.lg.jp](mailto:suidou-shisetsu@city.iga.lg.jp)

## 1. 水質検査計画について

伊賀市上下水道部では、市民の皆様に安全な水を安定して供給するため日頃より水道法に基づいた水質検査を行っております。水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全な水であることを確認するのに、また日々水質を管理していく上で必要不可欠なものです。

この水質検査計画は水質検査を適正に行うために、水質検査項目・頻度等を定めたものです。安全性の確認、水質管理上必要な項目・頻度を設定します。検査計画は毎年事業年度の開始前に策定・発表します。また状況の変化や市民の皆様のご意見を反映して年度ごとに見直し・改定を行い、継続的改善に努めます。



## 2. 基本方針

浄水場から送られた水について、各配水系統の末端付近で蛇口からの水（給水栓水）を検査します。また的確な浄水処理を行うために、浄水処理前の原水（河川水、ダム水、地下水）についても検査を行います。

検査を行う項目は水質基準52項目の他、クリプトスパロジウム（耐塩素性病原微生物）、クリプトスパロジウム指標菌等を必要に応じて検査します。

検査は水道法に基づき、項目ごとに定められた頻度（毎日・毎月・3ヶ月に1回）で行います。水質基準を十分に満足していて、検査頻度を3年に1回まで省略可能な項目についても、安全確認のために年1回以上（回数は施設により異なります）は検査を行います。

## 3. 水道事業の概要

### 1) 水道事業のあゆみについて

平成16年11月 旧上野市・旧伊賀町・旧阿山町・旧島ヶ原村・旧大山田村・旧青山町の6市町村が合併しました。

平成22年 4月 市内各地域の上水道事業、簡易水道事業を統合しました。また、県の伊賀水道用水供給事業の供給対象が伊賀市単独となったことに伴い、水源から末端給水までの一括運営を図るために、三重県企業庁よりゆめが丘浄水場及び取水、送水施設などの有償譲渡を受け事業を継承しました。

- 平成22年10月 合併前からの旧市町村ごとに異なっていた料金体系の改定が行われ、料金体系を統一しました。
- 平成29年 1月 安全でおいしい水を将来に亘って供給し続けるために、平成29年度から平成43年度までの15年間の事業計画を策定し、伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）を公表しました。
- 令和 5年 4月 川上ダムによる流水の貯留を利用する安定水利権（毎秒最大0.358m<sup>3</sup>/s）を取得しました。
- 令和 7年 12月 伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）で廃止予定とされていた玉滝浄水場を廃止し、島ヶ原第2浄水場を休止しました。ゆめが丘浄水場からの単独供給を開始しました。

今後は、伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）の実現に向けて進歩状況の管理に努め、効率化を進めてまいります。

## 2) 施設の概要

伊賀市では現在15ヵ所の浄水場が稼動しています。各浄水場で処理された水は、浄水場から配水池を経て市内各所に給水されています。各浄水場の概要については表1（P6～8）に、施設の位置、給水区域については図1（P14）に示しております。

### 4. 水道原水及び給水栓水（蛇口の水）の状況

#### 1) 水道原水の状況、浄水処理上の注意点

伊賀市の水道では、河川の表流水、ダム水、伏流水、地下水（浅井戸、深井戸）を原水とし、浄水処理を行っています。

表流水については、降雨による濁りの影響を受けやすく、生活排水や農地からの代掻き水が流れ込む河川もあります。また塩素消毒に耐性のあるクリプトスボリジウムに備える必要があるため、適正な薬品注入（凝集剤、消毒剤）及び濁度管理を行っています。しかし、山間地域の表流水使用地域では、降雨による影響が他地域より大きく、安定した取水量の確保や、冬季の低水温による浄水処理不良という問題を抱えています。

ダム水については、人為的な汚染源の無い山間部からの水ですが、ダム湖内で発生する藻類に由来する異臭味（かび臭）や有機物に注意する必要があります。

伏流水及び地下水については、通常は色・濁りも無く、清澄な状況ですが、冬季には取水量が低下するため運用に注意が必要です。また、降雨等により河川水の影響を受ける地下水については、色・濁りに特に注意が必要です。地質に由来する鉄・マンガンが含まれる水源や、pHの低い水源もありますので、対応した処理を行っております。

#### 2) 給水栓水（蛇口の水）の水質の状況

水道水が水質基準に適合し安全な水であることを確認するため、定期的に水質検査を行っています。水質基準を満たす水が供給されていることを確認しています。

## 5. 水質検査を行う地点、検査項目、検査頻度

### 1) 水質検査の採水地点（表2 P9～10）

給水栓水（蛇口の水）については、各浄水場の給水区域ごとに採水地点を設定しています。給水区域が広範囲な浄水場については給水区域や過去の水質検査との整合性を考慮し複数の採水地点を設けてあります。

### 2) 水質検査を行う項目及び検査頻度（表3 P10～13）

#### （1）給水栓水について

水道法により下記のア～オの区分に分類されます。伊賀市ではイ及びウの3ヶ月に1度以上検査を行う主要な47項目の検査を「主要検査項目」とします。毎月検査項目または主要検査項目に、エ及びオに区分される項目を組み合わせて年間計画を作成します。

※基準値等は、令和6年12月末現在のものです。改正により変更になる場合があります。

#### ア. 毎日検査項目

浄水処理が日々適切に行われ安全な水が供給されていることを、色・濁り・消毒効果（残留塩素）を見ることにより毎日確認しています。

#### イ. 毎月検査項目（省略不可）

表3-2の一般細菌（番号1）、大腸菌（2）、塩化物イオン（39）、有機物（TOC）（47）、pH（48）、味（49）、臭気（50）、色度（51）、濁度（52）です。1ヶ月に1回、毎月検査します。また、3ヶ月に1度以上測定する項目のなかで硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（11）、フッ素及びその化合物（12）、塩素酸（22）については毎月検査項目の塩化物イオン（39）と同時に検査できるので毎月検査します。またカルシウム、マグネシウム等（硬度）（40）についても水道水の性状を知るのに役立つことから毎月検査します。

#### ウ. 3ヶ月検査項目

表3-2の番号3～38、40～42、45～46の項目です。トリハロメタンなどの消毒副生成物やシアン、揮発性有機化合物、金属類、有機フッ素化合物などです。

3ヶ月に1回検査を行います。ゆめが丘浄水場、小田浄水場、滝川浄水場については、給水量が多いため、一部の項目については毎月検査します。

#### エ. 発生時期に月1回行う項目

表3-2のジェオスミン（43）、2-メチルイソボルネオール（44）で、かび臭や墨汁臭がする物質であり、水中の藻類が产生します。原因となる藻類が発生する夏季に検査します。

#### オ. 過去の検査結果により省略可能な項目

上記ウの3ヶ月検査項目の中で陰イオン界面活性剤（42）、非イオン界面活性（45）、フェノール類（46）が該当します。

水道法において、過去3年間の検査結果において基準値の1/5以下または1/10以

下の場合、1年に1回、若しくは3年に1回まで省略することや、送水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合は、浄水施設の出口で採取することが可能となっておりますので、上記3項目は伊賀市内において過去3年間の間にすべての地点において検出されなかつたため回数を省略して年1回の検査を行います。

#### （2）原水の水質検査について

原水については水質基準の適応を受けませんが、原水の水質検査は浄水処理、水質管理にとって重要ですので、給水栓水に準じた項目の水質検査を行っています。

消毒副生成物(22～32)、味(49)を除く項目について、ゆめが丘浄水場については毎月、小田浄水場系統の水源(小田水源地、三田水源地、北川原水源地、小田第2水源地)及び滝川浄水場について3ヶ月に1回、その他の浄水場の原水は6ヶ月に1回の検査を行います。かび臭に関しては藻類発生時期に検査します。

#### （3）水質管理目標設定項目

水質基準を補完する項目です。農薬類について、ゆめが丘浄水場木津川水源を対象に年1回実施します。

#### （4）クリプトスボリジウム及びジアルジア

塩素消毒に対して抵抗性を持つ病原性微生物であるクリプトスボリジウム及びジアルジアの検査を行います。すべての浄水場について原水を年1回検査します。また、ゆめが丘浄水場については、浄水についてもクリプトスボリジウム検査を実施します。

#### （5）クリプトスボリジウム指標菌

クリプトスボリジウムは糞便によって汚染が拡大するので、糞便による汚染の可能性を判断するために行います。各水源について検査を行います。表流水・ダム水・深井戸では6ヶ月に1回、浅井戸については3ヶ月に1回検査します。

### 6. 水質検査の方法

水質検査は基準項目のうち陰イオン界面活性剤(42)、非イオン界面活性(45)、フェノール類(46)(以下基準3項目と言う)を除いて、ゆめが丘浄水場水質試験室の機器を用いて伊賀市上下水道部が直接検査します。自己検査できない項目(基準3項目、農薬類、クリプトスボリジウム及びジアルジア)については、法第20条第3項に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に外部委託します。また、基準3項目については、基準項目であるため、精度管理等適切な検査体制が確保されていることが認定されている水道G LP認定水質検査機関であることを条件に付け加えています。

水質基準項目の検査は国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」)によって行います。またその他の項目については上水試験方法(日本水道協会)等によって検査します。

## 7. 水質検査の精度管理

水質検査を行う項目は多種多様であり、極微量の成分を精度良く測定することが求められます。そのために日頃から検査機器の整備、調整を行うとともに、検査担当者の技術向上に努めています。また三重県水道水質精度管理協議会等が実施する外部精度管理試験に参加し、外部のチェックを受けることで信頼性の保証に努めています。

## 8. 臨時の水質検査

水質検査は定期的に行いますが、その他臨時に行う場合があります。臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ①原因不明の色、濁り、pH異常、臭いなど、原水水質に著しい異常があるとき
- ②魚が死んで多数の浮上があるとき
- ③油、毒物、薬品等の水質、施設を汚染するものの流入があったとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤浄水施設や配水管等の大規模な工事その他施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合せて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から水質相談があった場合も必要に応じた項目の水質確認を行います。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画及び水質検査の結果(給水栓水質現況、速報値)を速やかに伊賀市ホームページ内、防災・暮らし－水道－水質・節水で公表します。これらの結果等はゆめが丘浄水場でも閲覧可能です。その他お問い合わせにも対応いたします。また次年度の検査計画や水質管理に市民の皆様の声を反映させていくため、水質検査計画や水質検査の結果についてご意見がありましたらお聞かせください。

## 10. 関係者との連携

- ①水道水が原因で水質事故が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、県および市の衛生・環境部局と連携を行い対処します。
- ②水源で水質事故が発生した場合には伊賀市や三重県の環境部局、三重県水道災害対策本部、河川管理者等と連携し対処します。また災害の規模が大きく単独で対処できない場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。
- ③地震や水害等の自然災害により正常な給水が困難となった場合、市、県の防災・衛生・環境部局や消防と連携します。また被害状況に応じて近隣自治体に応援を要請します。

表1 净水施設の概要

| △ | 净水場名<br>①所在地<br>②施設能力                          | 原水水質状況<br>①水源名称・原水の種類<br>②留意すべき原水の状況   | 净水水質状況<br>①净水方法<br>②水質管理上留意する点   |
|---|--|--|--|
|   |  |  |  |
| 1 | ゆめが丘浄水場<br>①ゆめが丘地内<br>②28,750m <sup>3</sup> /日 | ①木津川水源地 (表流水・木津川)<br>②降雨等による色度・濁度上昇<br>藻類発生による異臭味<br>農地からの肥料・農薬等の流入<br>生活排水の流入<br>クリプトスボリジウム   | ①粉末活性炭処理<br>凝集沈殿・急速ろ過<br>前・中間塩素処理・塩素消毒<br>アルカリ剤処理<br>②消毒副生成物<br>かび臭物質<br>色度・濁度                               |
| 2 | 小田浄水場<br>①小田町地内<br>②19,100m <sup>3</sup> /日    | ①小田水源地<br>(地下水・浅井戸、伏流水・服部川)<br>三田水源地 (地下水・浅井戸)<br>北川原水源地 (地下水・浅井戸)<br>小田第2水源地 (地下水・浅井戸)<br>②降雨等による濁度状況 (伏流水)<br>クリプトスボリジウム (伏流水)<br>鉄・マンガン (地下水)<br>水素イオン濃度<br>近傍農地の影響 | ①凝集剤処理・急速ろ過<br>マンガン接触ろ過<br>前塩素処理・塩素消毒<br>アルカリ剤処理<br>②濁度<br>鉄・マンガン<br>水素イオン濃度                                 |
| 3 | 滝川浄水場<br>①川西地内<br>②6,200m <sup>3</sup> /日      | ①塚脇水源 (表流水・滝川)<br>塚脇第1水源 (地下水・浅井戸)<br>②降雨等による色度・濁度上昇<br>藻類発生による異臭味<br>農地からの肥料・農薬等の流入<br>アンモニア態窒素<br>近傍農業、畜産の影響   | ①粉末活性炭処理<br>凝集沈殿・急速ろ過<br>前・中間塩素処理・塩素消毒<br>アルカリ剤処理<br>②消毒副生成物<br>かび臭物質<br>色度・濁度<br>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素<br>塩素臭、硫黄臭、味 |
| 4 | 山田浄水場<br>①中村地内<br>②2,480m <sup>3</sup> /日      | ①山田水源 (地下水・浅井戸)<br>馬野川水源 (表流水・馬野川)<br>②降雨等による色度・濁度上昇 (表流水)<br>アンモニア態窒素   | ①凝集剤処理・急速ろ過<br>中間塩素処理・塩素消毒<br>②色度・濁度<br>残留塩素濃度、塩素臭   |

表1 浄水施設の概要

| △ | 浄水場名<br>①所在地<br>②施設能力   | 原水水質状況<br>①水源名称・原水の種類<br>②留意すべき原水の状況   | 浄水水質状況<br>①浄水方法<br>②水質管理上留意する点   |
|---|---|--|--|
| 5 | 阿保浄水場<br>①阿保地内<br>②2,030m <sup>3</sup> /日                                 | ①阿保第1水源（表流水・木津川）<br>阿保第2水源（地下水・浅井戸）<br>②降雨等による色度・濁度上昇<br>藻類発生による異臭味<br>農地からの肥料・農薬等の流入<br>アンモニア態窒素          | ①凝集沈殿・急速ろ過<br>中間塩素処理・塩素消毒<br>②消毒副生成物<br>かび臭物質<br>色度・濁度   |
| 6 | 朝古川浄水場<br>①柘植町地内<br>②2,000m <sup>3</sup> /日                               | ①岡鼻水源（表流水・柘植川）<br>朝古川水源（表流水・朝古川）<br>②降雨等による色度・濁度上昇<br>藻類発生による異臭味<br>高い硬度成分の変動（表流水・柘植川）<br>原水流量の低下（表流水・朝古川） | ①凝集沈殿・急速ろ過<br>前・中間塩素処理・塩素消毒<br>②消毒副生成物<br>かび臭物質<br>色度・濁度<br>アルミニウム<br>塩素臭                      |
| 7 | 丸柱浄水場<br>①丸柱地内<br>②1,085m <sup>3</sup> /日                                 | ①西米の川ダム（ダム水）<br>②降雨等による色度・濁度上昇<br>アルカリ度の低下<br>藻類発生による異臭味<br>ダム底層の酸素欠乏及び泥堆積<br>低水温による影響<br>渴水によるpH上昇        | ①間欠式空気揚水筒（湖水循環）<br>凝集沈殿・急速ろ過<br>粒状活性炭処理<br>中間塩素処理・塩素消毒<br>アルカリ剤処理<br>②消毒副生成物<br>かび臭物質<br>色度・濁度 |
| 8 | 青山南部浄水場<br>①高尾地内<br>②722m <sup>3</sup> /日                                 | ①青山南部水源（表流水・前深瀬川）<br>②降雨等による色度・濁度上昇  | ①凝集沈殿・膜ろ過<br>塩素消毒<br>②色度・濁度  |
| 9 | 島ヶ原第2浄水場<br>①島ヶ原地内<br>②700m <sup>3</sup> /日<br><br>2025(令和7)年12月<br>より休止中 | ①島ヶ原第2水源（表流水・松林坊川）<br>②降雨等による色度・濁度上昇<br>藻類発生による異臭味<br>有機物<br>鉄・マンガン<br>原水流量の低下                             | ①生物活性炭処理<br>凝集剤処理・急速ろ過<br>中間塩素処理・塩素消毒<br>アルカリ剤処理<br>②消毒副生成物<br>かび臭物質<br>色度・濁度<br>残留塩素濃度        |

表1 净水施設の概要

|    | 净水場名<br>①所在地<br>②施設能力                      | 原水水質状況<br>①水源名称・原水の種類<br>②留意すべき原水の状況                                    | 净水水質状況<br>①净水方法<br>②水質管理上留意する点                           |
|----|--|---|--|
| 10 | 上野西部净水場<br>①大内地内<br>②583m <sup>3</sup> /日  | ①上野西部水源地 (地下水・深井戸)<br>②鉄・マンガン   | ①マンガン接触ろ過<br>前塩素処理・塩素消毒<br>②鉄・マンガン                       |
| 11 | 比自岐高山净水場<br>①高山地内<br>②500m <sup>3</sup> /日 | ①滝川ダム (ダム水)<br>②藻類発生による異臭味  | ①凝集剤処理・急速ろ過<br>緩速ろ過<br>塩素消毒<br>②消毒副生成物<br>かび臭物質<br>色度・濁度 |
| 12 | 高良城净水場<br>①上阿波地内<br>②400m <sup>3</sup> /日  | ①稻妻川水源 (表流水・稻妻川)<br>高良城川水源 (表流水・高良城川)<br>②降雨等による色度・濁度上昇<br>上流域治山工事・森林伐採 | ①緩速ろ過・膜ろ過<br>塩素消毒<br>②色度・濁度<br>残留塩素濃度                    |
| 13 | 諏訪净水場<br>①諏訪地内<br>②273m <sup>3</sup> /日    | ①諏訪水源 (表流水)<br>②降雨等による色度・濁度上昇<br>有機物                                    | ①緩速ろ過<br>塩素消毒<br>②色度・濁度<br>消毒副生成物                        |
| 14 | 上津净水場<br>①滝地内<br>②180m <sup>3</sup> /日     | ①滝水源 (地下水・浅井戸)<br>②特になし   | ①塩素消毒<br>②残留塩素濃度   |
| 15 | 馬野净水場<br>①奥馬野地内<br>②131m <sup>3</sup> /日   | ①馬野水源 (表流水・馬野川)<br>②降雨等による色度・濁度上昇                                       | ①膜ろ過<br>塩素消毒<br>②色度・濁度                                   |
| 16 | 剣谷净水場<br>①広瀬地内<br>②91m <sup>3</sup> /日     | ①東出川水源 (表流水・東出川)<br>②降雨等による色度・濁度上昇                                      | ①緩速ろ過<br>塩素消毒<br>②色度・濁度                                  |

表2 採水地点一覧

| 浄水場名    | 給水栓水                             |         |      | 原水     |      |
|---------|----------------------------------|---------|------|--------|------|
|         | 採水場所（地域）                         | 地点名     | 検査頻度 | 水源名    | 検査計画 |
| ゆめが丘浄水場 | 伊賀市環境センター（上野）<br>【我山配水池一古花配水池系統】 | 治田      | A    | 木津川水源  | a    |
|         | 山菅クラブ（島ヶ原）<br>【島ヶ原第1配水池系統】       | 山菅      | B    |        |      |
|         | 桐ヶ丘地内（青山）【桐ヶ丘配水池系統】              | 桐ヶ丘     | B    |        |      |
|         | たまたき保育所（阿山）【玉瀧配水池系統】             | 玉瀧      | B    |        |      |
|         | 不見上集議所（島ヶ原）                      | 不見上     | B    |        |      |
|         | 神戸地区市民センター（上野）<br>【ゆめが丘調整池系統】    | 上神戸     | C    |        |      |
|         | 円徳院地内（阿山）【玉瀧配水池系統】               | 円徳院     | C    |        |      |
| 小田浄水場   | 界外公民館（上野）<br>【上野南部一上野東部配水池系統】    | 界外      | A    |        |      |
|         | 西山公民館（上野）【三田一高倉配水池系統】            | 西山      | A    | 小田水源地  | b    |
|         | ハイツ芭蕉区会館（上野）<br>【三田一寺田配水池系統】     | 一之宮     | C    | 三田水源地  | b    |
|         |                                  |         |      | 北川原水源地 | b    |
| 滝川浄水場   | 下柘植地内（伊賀）【第1配水系統】                | 下柘植     | A    | 塚脇水源   | b    |
|         | 佐那具工業団地（上野）【第2配水系統】              | 佐那具工業団地 | C    | 塚脇第1水源 | c    |
|         | 川東地内（伊賀）【山畑配水池系統】                | 川東      | C    |        |      |
| 山田浄水場   | 大山田支所（大山田）                       | 平田      | B    | 山田水源   | c    |
|         |                                  |         |      | 馬野川水源  | c    |
| 阿保浄水場   | 青山羽根地内（青山）                       | 青山羽根    | B    | 阿保第1水源 | c    |
|         |                                  |         |      | 阿保第2水源 | c    |

表2 採水地点一覧

| 浄水場名     | 給水栓水                 |     |      | 原水      |      |
|----------|----------------------|-----|------|---------|------|
|          | 採水場所（地域）             | 地点名 | 採水頻度 | 水源名     | 採水頻度 |
| 朝古川浄水場   | 高齢者等活性化センター（伊賀）      | 小杉  | B    | 朝古川水源   | c    |
|          |                      |     |      | 岡鼻水源    | c    |
|          |                      |     |      | 平水源（予備） | c    |
| 丸柱浄水場    | 波敷野地内（阿山）【丸柱高区配水池系統】 | 波敷野 | B    | 西米の川ダム  | c    |
| 青山南部浄水場  | 青山文化センター（青山）         | 老川  | B    | 青山南部水源  | c    |
| 上野西部浄水場  | 白樺地内（上野）             | 白樺  | B    | 上野西部水源  | c    |
| 比自岐高山浄水場 | 喰代地内（上野）             | 喰代  | B    | 滝川ダム    | c    |
| 阿波浄水場    | 下阿波区公民館（大山田）         | 阿波  | B    | 稻妻川水源   | c    |
|          |                      |     |      | 高良城川水源  | c    |
| 諏訪浄水場    | 諏訪地区市民センター（上野）       | 諏訪  | B    | 諏訪水源    | c    |
| 上津浄水場    | 妙楽地地内（青山）            | 妙楽地 | B    | 滝水源     | c    |
| 馬野浄水場    | 中馬野地内（大山田）           | 中馬野 | B    | 馬野水源    | c    |
| 剣谷浄水場    | 広瀬小規模集会所（大山田）        | 広瀬  | B    | 東出川水源   | c    |

※ 採水場所については、状況により変更することがあります。

※ 島ヶ原第2浄水場は現在休止しています。運転を再開する場合は、給水栓を頻度B、原水を頻度cで採水します。

表3-1 毎日検査の項目及び計画検査頻度

| 番号 | 毎日検査項目  | 基準値     |
|----|---------|---------|
| 1  | 色       | 異常でないこと |
| 2  | 濁り      | 異常でないこと |
| 3  | 消毒の残留効果 | 効果があること |

表3-2 水質基準の検査項目及び計画検査頻度(給水栓)

| 番号 | 水質基準項目                            | 基準値           | 検査頻度(回/年) |    |    | 給水栓での法定検査頻度 | 備考       |  |
|----|-----------------------------------|---------------|-----------|----|----|-------------|----------|--|
|    |                                   |               | A         | B  | C  |             |          |  |
| 1  | 一般細菌                              | 100個/mL以下     | 12        | 12 | 12 | 月1回         | 消毒効果の確認  |  |
| 2  | 大腸菌                               | 検出されないこと      | 12        | 12 | 12 |             |          |  |
| 3  | カビミクム及びその化合物                      | 0.003mg/L以下   | 12        | 4  | —  |             | 重金属      |  |
| 4  | 水銀及びその化合物※                        | 0.0005mg/L以下  | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 5  | セレン及びその化合物                        | 0.01mg/L以下    | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 6  | 鉛及びその化合物                          | 0.01mg/L以下    | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 7  | ヒ素及びその化合物                         | 0.01mg/L以下    | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 8  | 六価クロム及びその化合物                      | 0.02mg/L以下    | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 9  | 亜硝酸態窒素                            | 0.04mg/L以下    | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 10 | シアノ化物イオン及び塩化シアノ                   | 0.01mg/L以下    | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                     | 10mg/L以下      | 12        | 12 | 12 | 年4回         | 有機溶剤     |  |
| 12 | フッ素及びその化合物                        | 0.8mg/L以下     | 12        | 12 | 12 |             |          |  |
| 13 | ホウ素及びその化合物                        | 1mg/L以下       | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 14 | 四塩化炭素                             | 0.002mg/L以下   | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 15 | 1,4-ジオキサン                         | 0.05mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 16 | シス-1,2-ジクロエチレン及びトランス-1,2-ジクロエチレン  | 0.04mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 17 | ジクロロメタン                           | 0.02mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 18 | テトラクロロエチレン                        | 0.01mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 19 | トリクロロエチレン                         | 0.01mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 20 | ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)及びペルフルオロオクタン酸 | 0.00005mg/L以下 | 12        | 4  | —  |             | 有機フッ素化合物 |  |
| 21 | ベンゼン                              | 0.01mg/L以下    | 4         | 4  | —  | 年4回         | 有機溶剤     |  |
| 22 | 塩素酸                               | 0.6mg/L以下     | 12        | 12 | 12 |             | 消毒副生成物   |  |
| 23 | クロロ酢酸                             | 0.02mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 24 | クロロホルム                            | 0.06mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 25 | ジクロロ酢酸                            | 0.03mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 26 | ジプロモクロロメタン                        | 0.1mg/L以下     | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 27 | 臭素酸                               | 0.01mg/L以下    | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 28 | 総トリハロメタン                          | 0.1mg/L以下     | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 29 | トリクロロ酢酸                           | 0.03mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 30 | プロモジクロロメタン                        | 0.03mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 31 | プロモホルム                            | 0.09mg/L以下    | 4         | 4  | —  | 金属類         | 金属類      |  |
| 32 | ホルムアルデヒド                          | 0.08mg/L以下    | 4         | 4  | —  |             |          |  |
| 33 | 亜鉛及びその化合物                         | 1mg/L以下       | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 34 | アルミニウム及びその化合物                     | 0.2mg/L以下     | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 35 | 鉄及びその化合物                          | 0.3mg/L以下     | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 36 | 銅及びその化合物                          | 1mg/L以下       | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 37 | ナトリウム及びその化合物                      | 200mg/L以下     | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 38 | マンガン及びその化合物                       | 0.05mg/L以下    | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 39 | 塩化物イオン                            | 200mg/L以下     | 12        | 12 | 12 | 月1回         | 洗剤の成分    |  |
| 40 | カルシウム、マグネシウム等(硬度)                 | 300mg/L以下     | 12        | 12 | 12 | 年4回         |          |  |
| 41 | 蒸発残留物                             | 500mg/L以下     | 12        | 4  | —  |             |          |  |
| 42 | 陰イオン界面活性剤※                        | 0.2mg/L以下     | 1         | 1  | —  |             |          |  |
| 43 | ジエオスシン                            | 0.00001mg/L以下 |           |    |    | 年4回         | かび臭、藻臭   |  |
| 44 | 2-メチルイソホルネオール                     | 0.00001mg/L以下 |           |    |    |             | 洗剤の成分    |  |
| 45 | 非イオン界面活性剤※                        | 0.02mg/L以下    | 1         | 1  | —  |             | 有機溶剤     |  |
| 46 | フェノール類※                           | 0.005mg/L以下   | 1         | 1  | —  |             |          |  |
| 47 | 有機物(TOC)                          | 3mg/L以下       | 12        | 12 | 12 | 月1回         |          |  |
| 48 | pH                                | 5.8~8.6       | 12        | 12 | 12 |             |          |  |
| 49 | 味                                 | 異常でないこと       | 12        | 12 | 12 |             |          |  |
| 50 | 臭気                                | 異常でないこと       | 12        | 12 | 12 |             |          |  |
| 51 | 色度                                | 5度以下          | 12        | 12 | 12 |             |          |  |
| 52 | 濁度                                | 2度以下          | 12        | 12 | 12 |             |          |  |

※: 浄水場出口での採取し、検査が可能。

藻類が発生する期間に検査する。

表3-3 水質基準の検査項目及び計画検査頻度(原水)

| 番号 | 水質基準項目                                 | 参考基準値<br>(給水栓水基準値) | 検査頻度(回/年) |   |   | 備考       |
|----|--|--------------------|-----------|---|---|----------|
|    |  |                    | a         | b | c |          |
| 1  | 一般細菌                                   | 100個/mL以下          | 12        | 4 | 2 | 汚濁状況     |
| 2  | 大腸菌                                    | 検出されないこと           | 12        | 4 | 2 |          |
| 3  | カドミウム及びその化合物                           | 0.003mg/L以下        | 12        | 4 | 2 |          |
| 4  | 水銀及びその化合物                              | 0.0005mg/L以下       | —         | — | — |          |
| 5  | セレン及びその化合物                             | 0.01mg/L以下         | 12        | 4 | 2 |          |
| 6  | 鉛及びその化合物                               | 0.01mg/L以下         | 12        | 4 | 2 |          |
| 7  | ヒ素及びその化合物                              | 0.01mg/L以下         | 12        | 4 | 2 |          |
| 8  | 六価クロム及びその化合物                           | 0.02mg/L以下         | 12        | 4 | 2 |          |
| 9  | 亜硝酸態窒素                                 | 0.04mg/L以下         | 12        | 4 | 2 |          |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン                        | 0.01mg/L以下         | 12        | 4 | 2 |          |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                          | 10mg/L以下           | 12        | 4 | 2 | 重金属      |
| 12 | フッ素及びその化合物                             | 0.8mg/L以下          | 12        | 4 | 2 |          |
| 13 | ホウ素及びその化合物                             | 1mg/L以下            | 12        | 4 | 2 |          |
| 14 | 四塩化炭素                                  | 0.002mg/L以下        | 4         | 2 | 2 |          |
| 15 | 1,4-ジオキサン                              | 0.05mg/L以下         | 4         | 2 | 2 |          |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及び<br>トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下         | 4         | 2 | 2 |          |
| 17 | ジクロロメタン                                | 0.02mg/L以下         | 4         | 2 | 2 |          |
| 18 | テトラクロロエチレン                             | 0.01mg/L以下         | 4         | 2 | 2 |          |
| 19 | トリクロロエチレン                              | 0.01mg/L以下         | 4         | 2 | 2 |          |
| 20 | ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)<br>及びペルフルオロオクタン酸  | 0.00005mg/L以下      | 12        | 4 | 2 | 有機フッ素化合物 |
| 21 | ベンゼン                                   | 0.01mg/L以下         | 4         | 2 | 2 | 有機溶剤     |
| 22 | 塩素酸                                    | 0.6mg/L以下          | —         | — | — | 消毒副生成物   |
| 23 | クロロ酢酸                                  | 0.02mg/L以下         | —         | — | — |          |
| 24 | クロロホルム                                 | 0.06mg/L以下         | —         | — | — |          |
| 25 | ジクロロ酢酸                                 | 0.03mg/L以下         | —         | — | — |          |
| 26 | ジプロモクロロメタン                             | 0.1mg/L以下          | —         | — | — |          |
| 27 | 臭素酸                                    | 0.01mg/L以下         | —         | — | — |          |
| 28 | 総トリハロメタン                               | 0.1mg/L以下          | —         | — | — |          |
| 29 | トリクロロ酢酸                                | 0.03mg/L以下         | —         | — | — |          |
| 30 | プロモジクロロメタン                             | 0.03mg/L以下         | —         | — | — |          |
| 31 | プロモホルム                                 | 0.09mg/L以下         | —         | — | — |          |
| 32 | ホルムアルデヒド                               | 0.08mg/L以下         | —         | — | — |          |
| 33 | 亜鉛及びその化合物                              | 1mg/L以下            | 12        | 4 | 2 | 金属類      |
| 34 | アルミニウム及びその化合物                          | 0.2mg/L以下          | 12        | 4 | 2 |          |
| 35 | 鉄及びその化合物                               | 0.3mg/L以下          | 12        | 4 | 2 |          |
| 36 | 銅及びその化合物                               | 1mg/L以下            | 12        | 4 | 2 |          |
| 37 | ナトリウム及びその化合物                           | 200mg/L以下          | 12        | 4 | 2 |          |
| 38 | マンガン及びその化合物                            | 0.05mg/L以下         | 12        | 4 | 2 |          |
| 39 | 塩化物イオン                                 | 200mg/L以下          | 12        | 4 | 2 |          |
| 40 | カルシウム、マグネシウム等(硬度)                      | 300mg/L以下          | 12        | 4 | 2 |          |
| 41 | 蒸発残留物                                  | 500mg/L以下          | 12        | 4 | 2 |          |
| 42 | 陰イオン界面活性剤※                             | 0.2mg/L以下          | 1         | 1 | 1 | 洗剤の成分    |
| 43 | ジエオスシン                                 | 0.00001mg/L以下      |           |   |   | かび臭、藻臭   |
| 44 | 2-メチルイソポルネオール                          | 0.00001mg/L以下      |           |   |   |          |
| 45 | 非イオン界面活性剤※                             | 0.02mg/L以下         | 1         | 1 | 1 |          |
| 46 | フェノール類                                 | 0.005mg/L以下        | 1         | 1 | 1 |          |
| 47 | 有機物(TOC)                               | 3mg/L以下            | 12        | 4 | 2 |          |
| 48 | pH                                     | 5.8~8.6            | 12        | 4 | 2 | 有機溶剤     |
| 49 | 味                                      | 異常でないこと            | —         | — | — |          |
| 50 | 臭気                                     | 異常でないこと            | 12        | 4 | 2 |          |
| 51 | 色度                                     | 5度以下               | 12        | 4 | 2 |          |
| 52 | 濁度                                     | 2度以下               | 12        | 4 | 2 |          |

※: 水源の種類により検査回数は増減します。

□ 藻類が発生する期間に検査する。

表3-4 水質管理目標設定項目

| 番号 | 項目名 | 目標値                | 検査頻度            |
|----|-----|--------------------|-----------------|
| 1  | 農薬類 | 検出値と目標値の比の和として、1以下 | ゆめが丘浄水場(原水):年1回 |

表3-5 クリプトスボリジウム及びジアルジア

| 番号 | 項目名        | 検査頻度                                   |
|----|------------|--|
| 1  | クリプトスボリジウム | 表流水・ダム水・地下水:1年に1回<br>ゆめが丘浄水場については浄水も検査 |
| 2  | ジアルジア      | 表流水・ダム水・地下水:1年に1回                      |

表3-6 クリプトスボリジウム指標菌

| 番号 | 項目名    | 検査頻度                          |
|----|--------|-------------------------------|
| 1  | 大腸菌    | 表流水・ダム水・深井戸:6ヶ月に1回、浅井戸:3ヶ月に1回 |
| 2  | 嫌気性芽胞菌 | 表流水・ダム水・深井戸:6ヶ月に1回、浅井戸:3ヶ月に1回 |

# 伊賀市水道給水区域図

(2025年12月現在)

